

松戸市子ども・子育て会議
放課後児童健全育成事業の分科会の
報告について

平成26年11月20日

松戸市子ども部 子育て支援課

子ども・子育て支援制度に伴う

松戸市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

松戸市子ども・子育て会議

— 放課後児童健全育成事業に関する分科会 —

松戸市子育て支援課

平成26年10月31日（金）

1. 松戸市放課後健全育成事業の現状

- ① 松戸市の放課後児童クラブ事業は、社会福祉法人もしくはNPO法人による運営に対する補助方式により事業を実施している。
- ② 各運営法人は松戸市の行政財産使用許可を受け施設を使用し事業を運営している（一部法人が民間施設を借用）

2. 本分科会での検討項目について

これまでの「松戸市子ども・子育て会議」の議論を受け論点を整理し、本分科会で検討する主な項目については以下のとおり。

○検討項目と解決すべき課題

検討項目	解決すべき課題	根拠 (要望・意見)	方向性
(ア) 市の指導監督責任の詳細と基準について	条例の基準について詳細を具体化してほしい	運営法人意見	⇒ 条例基準の具体化 受け入れの優先順位
	市が持つ責任を明確にしてほしい	市民(条例案へのパブリックコメント)	
(イ) 質の確保	① 支援員・補助員の質 ② 運営内容の差	子ども・子育て支援会議意見	研修体制の充実 運営方式について
(ウ) 法人の評価と公表基準	保護者は放課後児童クラブ(事業者)を選択できないので、既存の事業者の評価が重要である。評価の基準と評価者について、明確にすべき	市議会での質疑	第3者評価の導入
	法人運営の継続性はどうか	運営法人意見	

3. 子ども・子育て新制度に伴う松戸市放課後児童健全育成事業

(関連法や要綱について)

○『松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の制定(平成26年6月27日)

- 市の監督によって放課後児童健全育成事業の質を確保することが位置付けられた。第2条(最低基準の目的)、第3条(最低基準の向上)
- 児童福祉法の改正に伴う放課後児童健全育成事業の届け出の変更 ⇒ 都道府県から市町村へ

○放課後児童健全育成事業の今後の枠組み

平成26年度まで		H27年度(H27年4月)から
都道府県への第2種社会福祉事業の届出(社会福祉法) ・届出に基づく都道府県による指導監督	⇒	●市町村への放課後児童健全育成事業の届出(児童福祉法) ・届出に基づく市町村による指導監督 ※事業の制限、停止含む
国県のガイドラインによる運営 ・運営にあたっての基本的な事項を定めるが義務化したものではない。	⇒	●松戸市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例による運営
松戸市放課後児童クラブ運営指導要綱	⇒	●市条例に基づき要綱を見直し、条例基準を具体化
松戸市放課後児童クラブ運営補助金交付要綱	⇒	●市条例に基づく要綱の見直し、条例基準を具体化

4. 検討項目について

検討項目 (ア) 市の指導監督責任の詳細と基準について ～条例基準の具体化・受け入れ優先順位～

松戸市の現行、児童クラブの役割に照らした運用の考え方 (案)

【設備及び運営に関する最低基準】

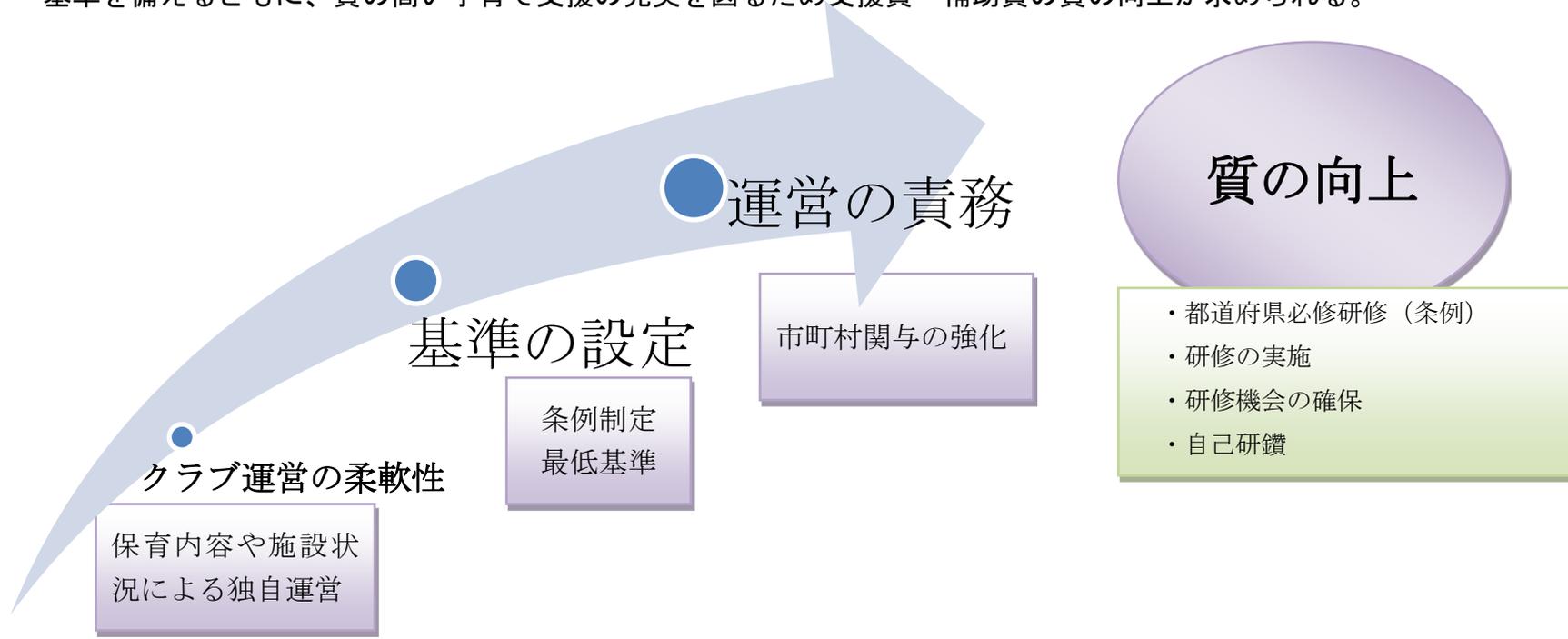
『設備』			
項目	対応する要綱等	現行	今後の市の考え方
① 施設の確保	指導要綱	市が確保	変更なし
	(新計画)	余裕教室の活用等	放課後子ども総合プランの推進 <input type="checkbox"/> KIDS ルームの増設 (7→26 ヶ所) <input type="checkbox"/> 一体型の児童クラブと KIDS ルーム <input type="checkbox"/> 教育委員会との連携強化
② 施設の維持	補助金要綱	運営事業者が維持 (一部市補助金) 老朽化等大規模修繕は市	変更なし ※なお、今後、運営方式が見直された (補助事業⇒委託事業など) 場合は市による維持。
『運営』			
項目	対象法	現行	今後の市の考え方
③ 支援員の育成	指導要綱	市と法人の共催研修 県主催研修 その他研修 等	都道府県知事が行う研修の受講 (第 10 条第 3 項) を主軸として、市独自の研修体系を構築し実施主体を問わず必要な機会を提供する。
④ 事業者の評価	指導要綱	規定なし	第三者による評価・公表 <input type="checkbox"/> 第三者評価委員の役割 <input type="checkbox"/> 評価項目の設定 <input type="checkbox"/> 評価・公表 <input type="checkbox"/> 事業者の更改 等

項目	対象法	現行	今後の市の考え方
⑤ 対象児童	指導要綱 補助金要綱	1～3年生 受入に余裕がある場合はこの限りでない。 ※おおむね10歳未満（児童福祉法）	小学生（1～6年生） 但し、優先順位による運用を行う ※児童福祉法のおおむね10歳未満が削除されたことにより対象は「小学校に就学している児童」となる。
⑥ 受入れ優先順位	指導要綱 補助金要綱	<ul style="list-style-type: none"> ● 1～3年生 ● ひとり親児童 ● 障害児 ● 特別な事由 	育ちや自立の支援、施設の制限により、左記を「第1優先」、これ以外の4～6年生については受入れ人数に余裕がある場合に受け入れを可能とする。
⑦ 受入れ人数	指導要綱	クラブ定員40名・60名（補助要綱）	施設面積と現在の児童数及び、（仮）松戸市子ども子育て総合計画の量の見込み等により設定する。なお、児童の登録数と実利用数には差異があることから一定の弾力運用を可能とする。

検討項目 (イ) 質の確保について

支援員・補助員の質 ～研修体制の充実～

保護者による運営を経て、補助方式による運営の柔軟性により設備や運営の基準を補完してきたが、法人化より10年超を経て全小学校区にクラブが整備され施設や補助制度についても充足が図られている。新制度においては、設備や運営の最低基準が条例により明確に定められ、市と事業者の責務として放課後児童クラブにおいても一定の基準を備えるとともに、質の高い子育て支援の充実を図るため支援員・補助員の質の向上が求められる。



研修による支援員・補助員の質の向上を図る

- 参考資料1) 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン (案)
－第5回放課後児童クラブの質の向上のための研修会企画検討会資料－
- 参考資料2) 子育て支援員 (仮称) の創設について (研修体系イメージ)
－第3回子育て支援員 (仮称) 研修制度に関する検討会資料－

検討項目 (ウ) 法人の評価と公表基準 ～第3者評価制度の導入～

➤ 現状

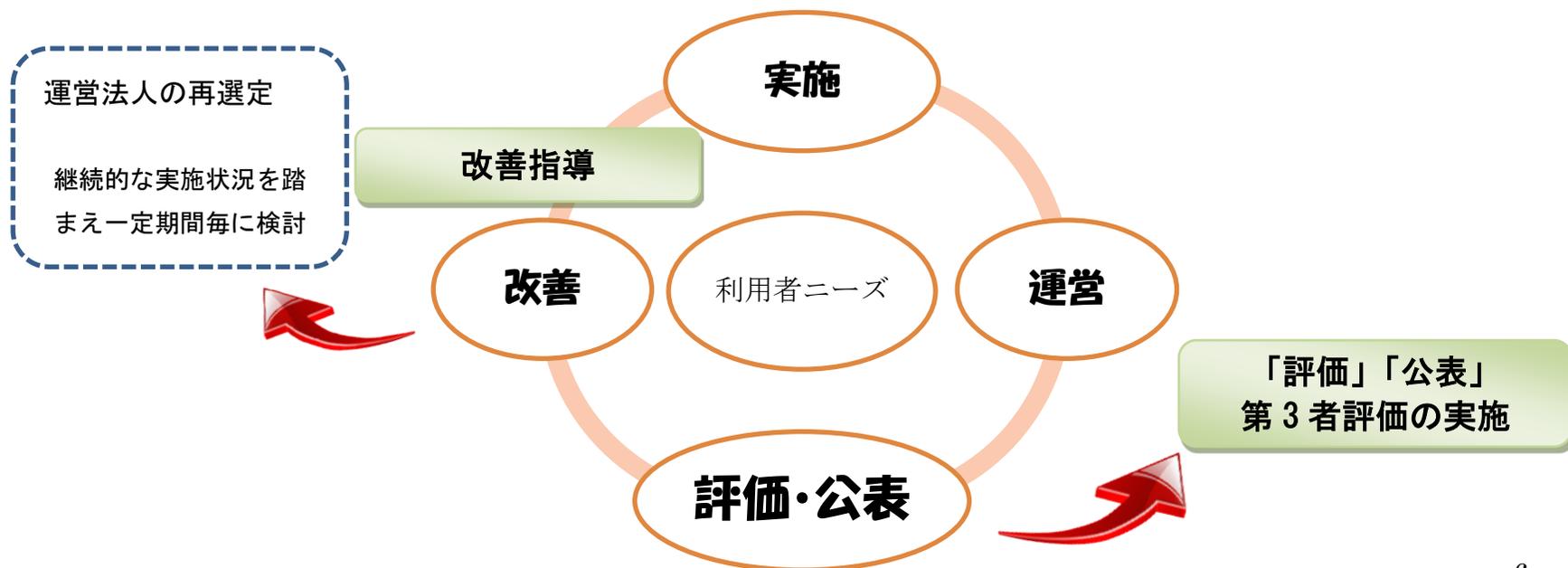
補助方式による柔軟な運用としていることから各運営法人の「補助金執行状況の調査」を実施。

➤ 論点・検討

- ✓ 補助方式によるクラブ運営の差異
- ✓ 柔軟運用としているため他のクラブとの比較基準がない
- ✓ 利用者は放課後児童クラブを選択できない（学校を選択に付随する）
- ✓ 事業者更改がなく事業の活発化（質の向上）に乏しい

➤ 対応策

制度改正により事業に求められる責務や質の向上に応えるため、一律的な事業執行と質のチェック機能を強化する必要がある。評価の公平性を図り第3者による評価を実施し、公表し改善を求める。⇒指導要綱の改正



➤ 第3者評価の仕組み（案）

□ 第3者評価委員会

子ども・子育て会議による

□ 委員会の役割

市の依頼により意見書・報告書提出（市は事業者に対し改善を指導・監督する）

□ 評価、公表、改善の頻度、対象範囲

年1回、1年間分（再選定は別途）

□ 評価項目

基本事項	地域社会との交流・連携、災害対応計画・訓練実施
人権	人権配慮、平等の扱い、虐待の禁止
環境整備	適正な衛生管理
管理体制	秘密保持、個人情報管理
	苦情や要望の具体的内容と受付状況、対応状況
	経営指標、財務状況
	事故の具体的内容と対応状況
連携	保護者との情報共有・連絡体制
	関係機関との連携
人材育成、運営理念	職員の育成 研修受講 運営体制 事業に対する理解
利用者ニーズ調査	アンケートの実施

運営内容の差 ～運営方式について～

➤ 松戸市放課後児童クラブ事業運営方式の経過

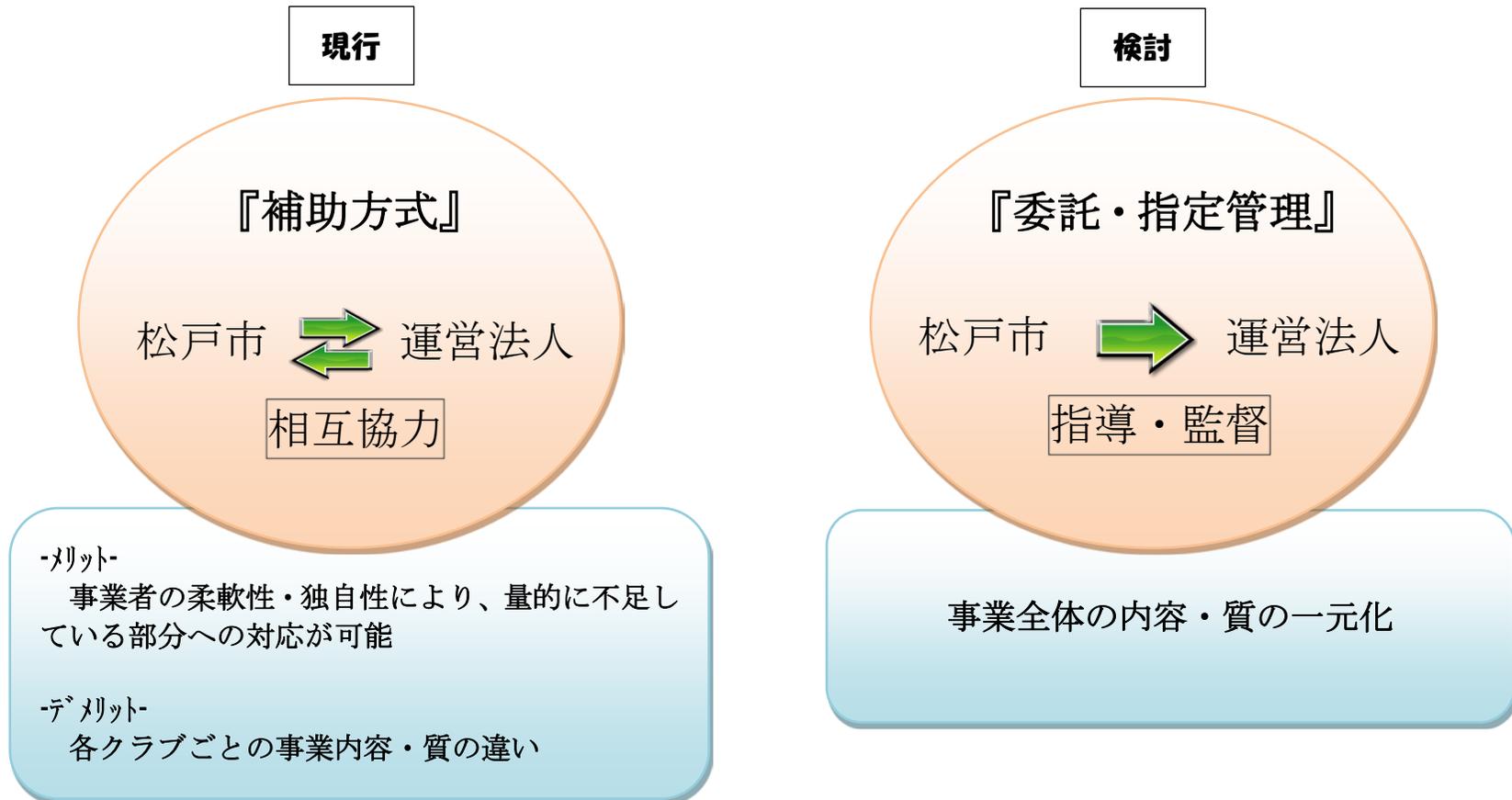
それまでの保護者による自主運営から、平成15年度に社会福祉法人、NPO 法人による補助方式に変更となった。

平成13～14年度 「松戸市学童保育基盤整備検討委員会」設置・答申
 平成15～17年度 全クラブの法人化
 平成21年度 全小学校区に放課後児童クラブの設置完了

近隣市の運営形態の状況（H26年度）

		松戸市	船橋市	市川市	柏市	流山市	野田市	我孫子市	鎌ヶ谷市
運営形態	公設公営		78か所		41ヶ所		14ヶ所	17ヶ所	9ヶ所
	公設民営 (委託)						16ヶ所…社会福祉法人14ヶ所、学校法人1ヶ所、株式会社1ヶ所		1ヶ所 運営委員会
	公設民営 (指定管理)			43ヶ所 社会福祉協議会		21ヶ所 NPO法人・社会福祉法人			
	民設民営 (運営者)	44ヶ所 社会福祉法人・NPO法人					2ヶ所 社会福祉法人		
条例・規則・要綱等		要綱	条例、規則	条例・規則・要綱	条例・規則・要綱	条例・規則	条例、規則、要綱	条例・規則	条例・規則・基準

➤ 運営方式の種類（補助・委託・指定管理者）



➤ 運営方式について

法改正と条例化による市の指導監督、最低基準の設定、責務など市町村の関与の強化が明らかとなり、市がその責務を果たしていくという視点からの委託や指定管理の必要性の検討。

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン（案）の概要

参考資料 1

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識・技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事項	主な内容
実施主体	都道府県（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
実施内容	
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定（認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可）
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり（講義及び演習を合わせて24時間）（都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等	1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施（都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可） 研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
研修教材	研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用
科目の一部免除	既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。 ① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」（計4科目）

事 項	主 な 内 容
科目の一部免除 (続き)	<p>② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者 「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目)</p> <p>③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」(計2科目)</p> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【免除の考え方】 ○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識・技能の習得に関する科目については免除の対象としない。</p> </div>
既修了科目の 取扱い	<p>受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「一部科目修了証(仮称)」の発行が可能。</p>
修了評価	<p>研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。</p> <p>受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。</p>

事 項	主 な 内 容
実施手続	
受講の申込み及び受講資格の確認	都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市区町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携・協力して円滑に実施。 なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。
受講者本人の確認	都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。
受講場所	原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講。
修了の認定・修了証の交付	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証(仮称)」「賞状形式及び携帯用形式」を都道府県知事名で交付(委託は不可)。
認定等事務	
認定者名簿の作成	都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証(仮称)」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿(仮称)」を作成。
認定者名簿の管理	都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。
修了証の再交付等	都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。
認定の取消	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

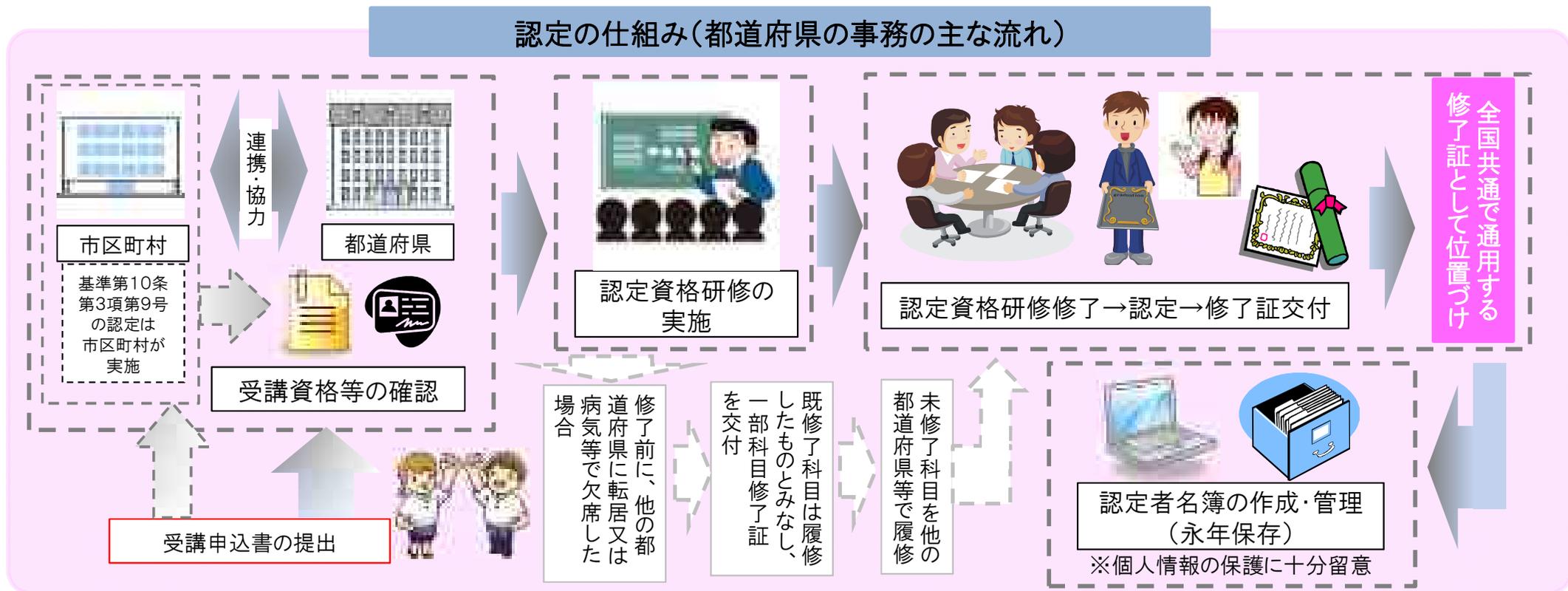
本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、今後、都道府県にお示しする予定としている。

今後の検討課題

事項	主な内容
通信学習	導入に当たっては、通信教材の開発や都道府県の実施状況などを勘案しながら、今後引き続き検討。
受講料	予算編成過程において検討。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



実施方法(例)

【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】

(パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00~10:30	ガイダンス			
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00~13:00)				
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30~14:40)				
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10~16:20)				
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00~10:30	ガイダンス					
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00~13:00)						
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30~13:00	ガイダンス					
13:00~14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

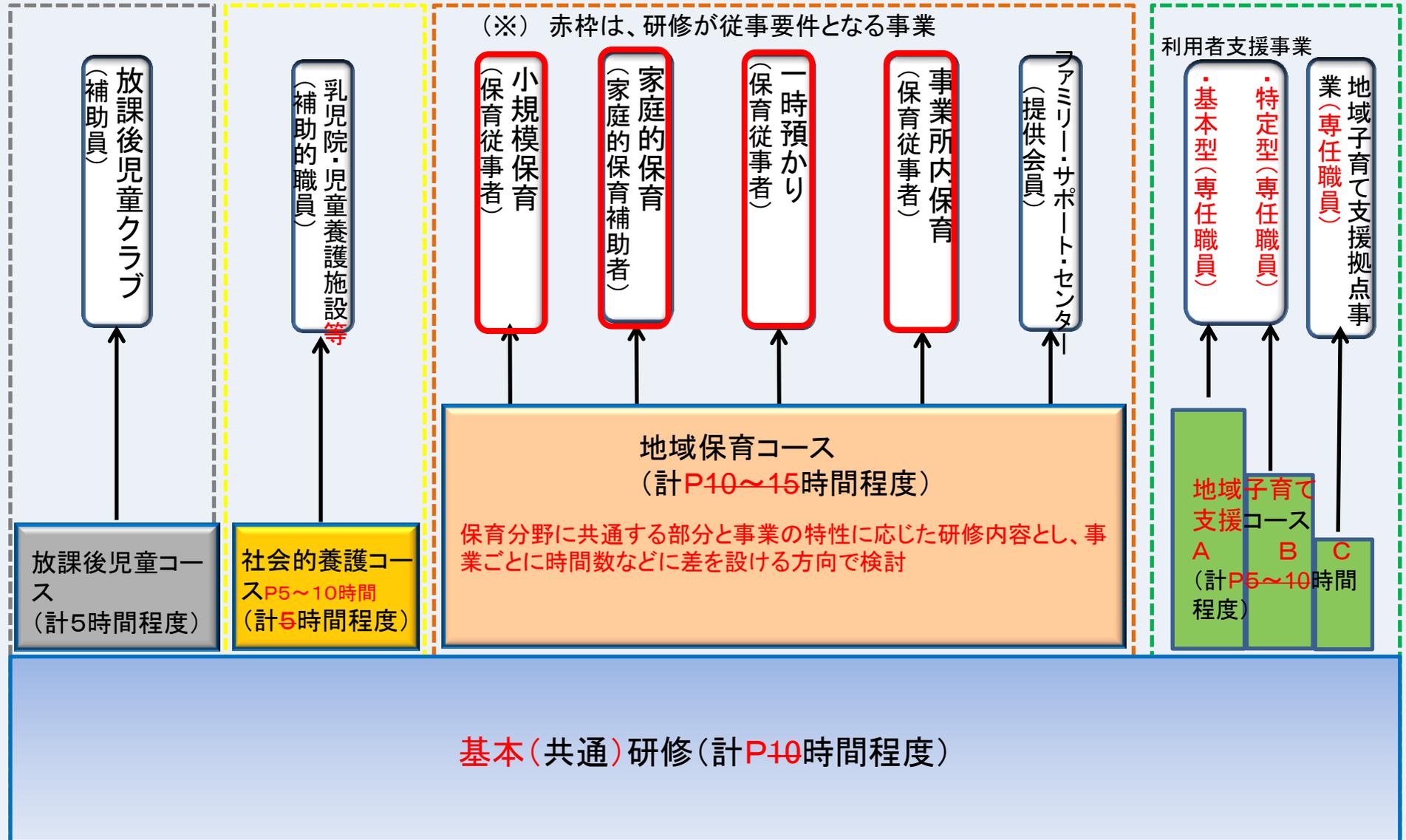
(パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
8:30~9:00	ガイダンス							
9:00~10:30	講義・演習①	講義・演習③	講義・演習⑤	講義・演習⑦	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(10:30~10:40)								
10:40~12:10	講義・演習②	講義・演習④	講義・演習⑥	講義・演習⑧	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯

「子育て支援員（仮称）」の創設について（研修体系イメージ）

研修体系のイメージ

※具体的な研修時間・カリキュラムは、今後検討会等で有識者の意見を踏まえ策定する。



※主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

放課後児童クラブ 松戸市のあゆみ

- 平成 9 年 6 月 児童福祉法に明文化され、国により「運営費と整備費」の一部が補助
- 平成 13 年 「松戸市学童保育基盤整備検討委員会」設置
- 平成 14 年 「松戸市学童保育基盤整備検討委員会」より「基盤整備の骨子」を市長へ答申
「法人化」、「保育料の均一化」、「開設時間の均一化」
- 平成 15 年 4 月 名称を「放課後児童クラブ」に統一
- 〃 6 月 松戸市放課後児童クラブ法人連絡協議会（MAC）設立
- 平成 17 年 4 月 法人への運営移行完了
- 平成 20 年 4 月 保育料の完全均一化
- 平成 22 年 3 月 市内全小学校区（44ヶ所）設置完了（12法人）
- 平成 26 年 10 月現在 44ヶ所 11法人